

# 市民後見人の 倫理綱領・行動規範

支援のよりどころとするために

社会福祉士 内山恵子

- 倫理綱領「～する」
- 行動規範「～しなければならない」
- 拘束されているではなく、  
実践の共通基盤があるという認識
- 質の高い実践力
- 私たちを護ってくれるもの

# 社会福祉士の価値と原則

## 1 人間の尊厳

すべての人間を、出目、人種、性別、、年齢、身体的精神的状況、  
宗教的文化的背景、社会的地位、経済的状况の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する

## 2 社会正義

差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す。

## 3 貢献

人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。

## 4 誠実

本倫理綱領に対して常に誠実である。

## 5 専門的力量

専門的力量を発揮しその専門性を高める。

## 倫理基準・行動規範利用者に対する倫理責任

### 1 利用者との関係

専門的援助関係をもっとも大切にし、それを**自己の利益のために利用しない**。

1 - 1

専門的援助関係の説明

1 - 2

・利用者と私的な関係になってはならない

1 - 3

・いかなる理由があっても利用者及びその加速との性的接触・行動をしてはならない

1 - 4

自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、**不当に専門的援助関係を利用してはならない**

1 - 5

過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、**利用者を守る手段を講じ**、それを利用者**に明らかにしなければならない**

1 - 6

・利用者との専門的な援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない

## 2 利用者の利益の最優先

### 2 - 1

専門職の立場を私的なことに使用してはならない

### 2 - 2

利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受け取ってはならない

### 2 - 3

援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助を継続できるように最大限の努力をしなければならない。

## 3 受容

### 3 - 1

利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。

### 3 - 2

利用者を非難し、審判することがあってはならない  
(非審判的態度)

### 3 - 3

利用者の意思表示をはげまし支えなければならない。

## 4 説明責任

## 5 利用者の自己決定の尊重

### 5 - 1

利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。

### 5 - 2

利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。

### 5 - 3

利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない

## 6 利用者の意思決定能力への対応

### 6 - 1

意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシー（代弁）に努め、エンパワーメントを支援しなければならない。

### 6 - 2

自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。

### 6 - 3

常に自らの業務がパターンリズムに陥らないように、自己の点検に努めなければならない。

### 6 - 4

利用者のエンパワーメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。

## 7 プライバシーの尊重

### 7 - 1

利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。

### 7 - 2

利用者の個人情報を収集する場合、その都度**利用者の了解を得なければならない。**

### 7 - 3

問題解決を支援する目的であっても、両者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。

## 8 秘密の保持

### 8 - 1

業務の遂行にあたり、**必要以上の情報収集をしてはならない。**

### 8 - 2

利用者の秘密に関して、**敏感かつ慎重**でなければならない

**8 - 3 業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない**

### 8 - 4

記録の保持と破棄について、**利用者の秘密が漏れないように慎重**に対応しなければならない。

## 9記録の開示

## 10情報の共有

## 11性的差別、虐待の禁止

## 12権利侵害の防止

### 市民後見人の行動規範から【世田谷区】

- 私は、法を遵守し、本人の最善の利益を追求し  
身上監護と財産管理を誠実に行います。
- 私は、本人との信頼関係を大切にして、本人の自己決定を大切にします。
- 私は、本人の権利が擁護されるよう、  
あらゆる権利侵害の防止に努めます。
- 私は、本人のプライバシーを護り、秘密を保持します。
- 私は、活動を通して、区民成年後見人の社会的信用を高め、  
成年後見制度の普及に努めます。

## 事例 1 利用者との関係

市民後見人であるAさんは、ある政治団体に所属しています。今回の選挙で、政党の公認候補をどうしても当選させたいので、被後見人のBさんを車に乗せて投票所に連れて行き、その人の名前を書くようにおねがいしました。

1 - 4 に反します。不当に自分の**政治的理由**のために援助観形を利用しています。

## 事例 2 利用者の利益最優先

- 被後見人のCさんは不動産業をしており、賃貸アパートを所有しており、今空室があるようです。今年からその近くの大学に住む子が入学することになったので、Cさんに格安で息子のために借りようと思います。
- 2 - 1 に反します。**自分の立場を私的なことに使用してはなりません。**

## 事例 3 受容

- 被保佐人のDさんは、短気で他の利用者や介護者とぶつかりけんかになります。トラブルのたびに呼び出されて、困ってしまい、「Dさんは気が短くて困りますね。こんなことが続いては、どこも入れてくれませんよ」と言ってしまいました。Dさんは、何も言えなくなっていました。
  - 3-1, 3-2に反しています。
- Dさんがどうして他の利用者や介護者とぶつかるのかをきちんと聞き、対応することが必要で、非難したり否定してはいけません。

## 事例 4 説明責任 利用者の自己決定の尊重 意思決定能力への対応

被後見人のEさんは、今、夫と同じ有料老人ホームに入所していますが、収入が国民年金のみで、預貯金も少ないため、特別養護老人ホームに申し込みをしていました。その特別養護老人ホームが空いたのでEさんに転居してもらおうと思います。

4-1 **利用者側に立ったサービスを行う立場**にあり、申し込みに妻子納得していることが必要であり、**情報を十分提供**して、利用者が決めることができるように支援することが必要であり、**自分の価値観を押し付けてはいけません**。

## 事例 5 プライバシーの尊重 秘密の保持

被補助人のFさんは、養護者による虐待対応から保護されて、市長申立で市民後見人が選任されました。Fさんは家族のことを悪く言われるのは嫌なので、あまり話したがりません。市民後見人は、何でも知っておく必要があると思い、本人・関係者にも情報を求めますが。

利用者の了解を得なければ情報収集は、使用はしてはなりません。必要以上の情報収集をしてはなりません。

## 市民後見人の倫理綱領・行動規範を

☆ どうしたら支援したらいいか迷ったときに、その指針を示してくれるものとなる。

☆ 成年被後見人等の権利擁護のために、  
市民後見人を守るために

☆ 自分たちの手で作ってははどうでしょう。